



知って納得！

国民健康保険

■問い合わせ先：

健康長寿課 健康増進グループ

TEL 472-1111（内線 250 ～ 253）

交通事故や他人（第三者）の行為が原因で治療が必要となったときは届出が必要です

交通事故に遭い、国保のマイナ保険証・資格確認書を使用して医療機関を受診するときは、市の国保担当の窓口へ届出をすることが法令で義務付けられています。今回はQ & A方式で皆さんにお知らせします。

Q1 なぜ交通事故などに遭ったら、国保担当の窓口へ届出する必要があるの？

A1 国保のマイナ保険証・資格確認書を使って治療を受けると、かかった医療費のうち、窓口でお支払いいただく一部負担金以外の医療費（保険給付分）は、医療機関から市の国保へ請求することになります。交通事故などによる治療費は、被害者に過失がない限り加害者が全額負担することが原則ですので、その場合は、国保が立て替えた治療費を加害者に請求するために届出書が必要になります。

Q2 どのような場合に届出が必要なの？

A2 次の行為に該当するときは必ず届出が必要です。

- ・交通事故（自損事故含む）
- ・暴力行為（ケンカなど）
- ・他人の飼った犬に咬まれた場合など



国民健康保険の医療費は、皆さんの国保税から支払われています。

加害者負担が原則の第三者の行為による疾病の治療にマイナ保険証・資格確認書を使うときは、必ず届出をお願いします。

資格喪失後の受診は要注意！ ～不当利得について～

社会保険などへの加入や、市外へ転出された方が、本市の国民健康保険の資格がなくなってもかわらず、国保のマイナ保険証・資格確認書を使用して医療機関を受診した場合は、かかった医療費が本市の国保から医療機関などへ一旦支払われることとなります。このため、医療費の一定割合を国保へ返還する手続きが必要となりますので、マイナ保険証・資格確認書の使用にはお気を付けください。

国民健康保険の届出は、資格の取得・喪失の日から **14 日以内** にする必要があります。

届出が遅れた場合、大きな負担が発生することがありますので、必ず期限内に届出をされますようお願いいたします。

国民健康保険医療費状況（令和7年8月分）

医療費総額		医療費1人当たりの負担内訳	
国保加入者数（8月末）	6,935 人	市（国保）負担額	34,065 円 （全体の約 87.3%）
1人当たりの医療費 （医療費総額／国保加入者数）	39,021 円 （前年同月比 4.69%減）	個人負担額	4,956 円



エコ通信

■問い合わせ先：

市民環境課 環境政策グループ

TEL 472-1111（内線 239）

◆ 11月は不法投棄防止強化月間

鹿児島県では、廃棄物の不法投棄などの根絶を図るため、毎年11月を「不法投棄防止強化月間」と定めています。期間中は、不法投棄防止の啓発活動や廃棄物の不法投棄防止パトロールを強化しています。

市内でも、この機会に一人一人が「不法投棄をしない。させない。見かけたらすぐ電話を」という意識を持ち、不法投棄のない住みよい地域をつくりましょう。

※産業廃棄物の不法投棄を発見したら、県庁廃棄物・リサイクル対策課までご連絡ください。

■問い合わせ先：

県庁 廃棄物・リサイクル対策課

TEL 099-2286-3810（サンバイゼロ）



◆ メリケントキンソウに注意！

メリケントキンソウは南米原産の外来生物で、庭や公園、駐車場などの明るい場所に生育しています。5月～6月頃から実を結び、その果実にあるトゲが手足に刺さるとケガをするおそれがあります。このトゲは、タイヤや靴裏にも刺さることがあり、その状態のまま移動することで、意図せず生息地を拡大させることにつながります。生息地へ立ち入った際には、靴底に種子が刺さっていないかチェックするなど、拡大防止にご協力ください。



▲広く生育する本種

10月から3月にかけては、駆除しやすい発芽期にあたります。見かけたら駆除をお願いします。駆除の際には、ゴム手袋をつけるなど安全に配慮し、引き抜いたり工具を使ったりして除去し、枯らしてから一般ごみとして出してください。その際は、袋に「外来生物が入っています」と記入してください。

■メリケントキンソウの特徴

- ▼先端の葉が細長く明るい
- ▼枝分かれして毛が多い
- ▼中心↓枝先の順にトゲのある果実をつける

◆ 高下谷公園のオオフサモ

市生物多様性センターでは、定期的に高下谷公園のオオフサモを取り除いています。オオフサモは、在来種との競合による駆逐や水路の水流阻害など、生態系や農業への被害が問題視され、平成18年2月から「特定外来生物」に指定されています。一時期はかなり繁殖していましたが、定期的に除去することにより現在は増加を抑えています。

オオフサモは、元々この公園に存在しなかった生物で、誰かが持ち込んだものと考えられます。

外来種被害予防3原則は「入れない」「捨てない」「拡げない」です。外来生物による被害を未然に防ぐための基本的な行動指針です。ご協力をお願いします。



▲繁茂するオオフサモの様子（出典 農林水産省）